

日建連 快適職場認定制度 規程

平成 29 年 11 月 22 日

日建連 労働委員会

1. 本制度の目的

本制度は、次世代の担い手確保・育成に向けた建設作業所の環境改善の推進、及び、建設業に対するイメージアップを図ることを目的として、作業環境の改善に積極的に取り組んでいる建設作業所を一定の基準に従って審査し、基準を満たした作業所を一般社団法人日本建設業連合会 労働委員会が認定・公表するものである。

2. 本制度の概要

(a) 本制度の対象

日建連会員会社が元請の建設作業所とする。

(b) 申請・審査・認定

(ア) 申請受付

申請受付は年 1 回とする。

(イ) 認定審査会の設置

認定審査会を日建連労働委員会内に設置する。労働委員会 建退共・労働環境専門部会構成員が認定審査会を構成し、同専門部会 座長が認定審査会長を務める。また、労働委員会事務局が認定審査会事務局を務める。

(ウ) 審査方法

申請者から提出された申請書類を、審査基準に基づいて認定審査会が審査する。

(エ) 認定種別

「快適職場」及び「快適職場（プラチナ）」の 2 種別とする。

(オ) 審査項目・基準

建退共・労働環境専門部会の審議によって決定し、申請受付前に予め公開する。

(カ) 認定結果の通知

事務局より申請者に認定可否を通知する。認定した作業所には労働委員会より「快適職場認定証」を後日送付する。

(c) 認定結果の公表

事務局は、認定結果等を新聞等マスコミに公表するとともに、日建連ホームページ等で認定作業所の取組み事例を紹介する。

(d) 認定取消し

認定した作業所において、申請書の誤りなどが確認された場合、認定審査会は認定を取消し、申請者に対して「快適職場認定証」の返却を求めることができる。

(e) 本制度の見直し

建設業を取り巻く様々な状況に応じて、建退共・労働環境専門部会が毎年度の実施について見直しできるものとする。

3. 規程の改正

本規程は建退共・労働環境専門部会の審議によって改正することができる。

以上